

学校薬剤師の役割

—学校薬剤師の職務—



令和4年4月17日
沖縄県薬剤師会 学校薬剤師部会
新垣紀子

学校薬剤師とは……



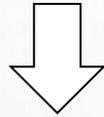
幼保連携型認定こども園*、幼稚園、小学校、中学校、高等学校には、学校医、学校歯科医と共に、学校薬剤師を**必ず**置くことと**学校保健安全法**で定められています。

学校環境衛生基準に基づき、健康や安全に関する評価や指導・助言をします。

*幼保連携型認定こども園は近年増加傾向にあり、学校薬剤師には様々な対応力が求められています。

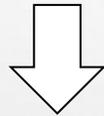
学校環境衛生関連の法令・通知

昭和33年 学校保健法公布



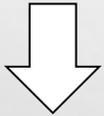
学校環境衛生(換気、採光、照明など)の維持に努め、必要に応じてその改善を図る

昭和39年 「学校環境衛生の基準」局長通知発出



昭和45年 建築物環境衛生管理基準
昭和47年 事務所衛生基準規則

平成 4年 「学校環境衛生の基準」全面改訂



平成21年 学校保健安全法の施行「学校環境衛生基準」告示



平成30年 学校保健安全法「学校環境衛生基準」の一部改正

令和 3年 学校保健安全法「学校環境衛生基準」の一部改正

学校薬剤師の主な職務

(学校保健安全法施行規則第24条)

1. 学校保健計画・学校安全計画の立案に参与します。
2. 学校環境衛生基準に基づいた学校の飲料水、水泳プール、照明、空気、換気、騒音などの検査をします。
3. 学校環境衛生について評価し指導と助言をします*。
4. 学校施設で使用する医薬品について指導と助言をします。
5. 学校施設、地域社会において「薬物乱用防止の活動」、「喫煙・飲酒防止教育」、「アンチドーピング」、「医薬品の適正使用(くすり教育＝薬育)」の啓発に協力(保健指導)します**。
6. 学校保健委員会に参加し子供達の健康と安全において医師・歯科医師とともに関わります。

管理者兼務許可申請書

沖縄県知事 殿

申請者 住 所
氏 名

下記により、管理者兼務の許可を申請します。

記

管理している 店 舗	業 務 の 種 別	保険薬局
	許可番号及び年月日	中第 ○○○号 令和 ○年 ○○月 ○○日
	名 称	○○薬局
	所 在 地	店舗の住所
兼務しようと する 業 務	名 称	○○小学校
	所 在 地	学校の住所
	内 容	学校薬剤師（管理者：○○○○自分の名前）
兼 務 期 間	管理している店舗の許可期間中	
備 考	非常勤	

- (注意) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4判とする。
2 字は墨、インク等を用い、楷書^{かひ}ではっきりと書くこと。
3 不用の文字は抹消すること。

管理薬剤師として勤務を
されている薬剤師は
【管理者兼務許可申請書】
による申請が必要です

勤務所管轄の保健所にて
書類提出お願いします

学校保健安全法における学校環境衛生

第1条 目的

学校における児童生徒等及び職員の健康保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定める

第6条 学校環境衛生基準

1. 文部科学大臣は学校における**換気、採光、照明、保温、清潔保持**その他環境衛生に係る事項について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準(学校環境衛生基準)を定めるものとする



学校環境衛生基準について

学校環境衛生基準の概要

1. 教室等の環境(空気、照度、騒音等)
2. 飲料水等の水質及び施設・設備
3. 学校の清潔(含,排水の管理)、ネズミ・衛生害虫等
及び教室等の備品(机・いす・黒板)の管理
4. 水泳プールの水質及び施設・設備
5. 日常における環境衛生

◎検査項目

◎基準

◎日常点検の実施項目

空 気

揮発性有機化合物 (VOCS),
ダニ又はダニアレルゲン



目的ならびに留意点

- ・教室内の空気の維持管理（温度・湿度、空気清浄度等）が適正でないと、発育期の児童生徒の学習意欲に影響を与え、**不快な訴え（頭痛、嘔気、嘔吐）**の原因にもなる。
- ・最近の新築・改築による建材、備え付け備品、持ち込まれる教材などの管理方法による**化学物質の発生に起因する健康への影響**が懸念される。
- ・空気汚染物質のなかには、**人体への刺激性、アレルギー疾患を引き起こす原因**となるものの存在も明らかにされている。

教室等の環境に係る学校環境衛生基準

検査項目	基準	検査方法
換気(CO ₂ 濃度)	1500ppm以下が望ましい	検知管法
温度	17～28℃が望ましい	0.5度目盛の温度計
相対湿度	30～80%が望ましい	0.5度目盛の湿度計
浮遊粉じん	0.10mg/m ³ 以下(空調設備がない場合、必要時のみ実施)	Low-Volume Air Sampler法または相対濃度計
気流	0.5m/秒以下が望ましい(同上)	0.2 m/秒以上の気流を測定することができる風速計を用いて測定する。 (2回目省略できる場合がある)
CO	10ppm以下(燃焼器具不使用時省略可)	検知管法
NO ₂	0.06ppm以下が望ましい(燃焼器具不使用時省略可)	ザルツマン法
揮発性有機化合物	後述	後述

換気的重要性・・・

換気の悪い**密閉**空間を防ぐためも・・・

休み時間には窓側・廊下側の全窓を10分程度開放し、授業中も窓側・廊下側の一部の開け、学校環境衛生基準である二酸化炭素濃度が1500ppmを上回らないような換気状態を保つこと。

二酸化炭素濃度 報告書記載例

令和 3 年 11 月 11 日
学校薬剤師 新之紀子

教室の二酸化炭素検査結果報告書

学校名 那覇工業高校							
検査日時: 令和 3 年 11 月 11 日 木曜日				天気: 晴			
測定器名: 二酸化炭素濃度計 ZM-190							
学年組	検査対象時	室温	廊下側・窓側 開閉状況 (開○・閉×)	検査時刻	在室人数 (教師+児童 +測定者)	CO2 濃度 [基準] 1500ppm 以下	冷暖房状況 (有○無×)
2-4	授業開始 直後	24	廊下側	1:03	34	534	X
			窓側				
"	授業終了 直前	24	廊下側	1:43	34	462	X
			窓側				

【指導助言】

授業の開始直後 終了直前、いずれも基準値内でした。
 2枚の窓を開け、引き続き十分の換気を行って、
 感染対策を行って下さい。

【参考】 二酸化炭素濃度は建築物環境衛生基準では 1000ppm 以下、学校環境衛生基準では 1500ppm 以下が望ましい。
 戸外の大気中の二酸化炭素濃度は平均 300~400ppm である。

揮発性有機化合物 (VOCS) の発生源ならびに基準

揮発性有機化合物	発生源	基準 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
ホルムアルデヒド	机・椅子等(合板、家具接着剤) ビニル壁紙、パーティクルボード フローリング、断熱材等	100以下
トルエン	美術用品、油性ニス、樹脂系 接着剤、可逆剤、ワックス溶剤、 アンチノッキング剤等	260以下
キシレン	油性ペイント、樹脂塗料、 ワックス溶剤、可逆剤	200以下
パラジクロロベンゼン	消臭剤、芳香剤、防虫剤等	240以下
エチルベンゼン	接着剤・塗料の溶剤及び希釈剤	3800以下
スチレン	樹脂塗料等に含まれる 高分子化合物の原料	220以下

令和3年改正

教室等でのVOCs測定方法

- ・測定場所：普通教室・音楽室・図工室・PC室・体育館等必要と認める場所
- ・測定時期：温度の高い時期
- ・方法：測定する教室は採取前に30分以上換気し5時間以上密閉する

<吸引法>

採取は30分間で2回以上行なう。

<拡散(パッシブ)法>

採取は8時間以上行なう。



ダニ又はダニアレルゲン検査

目的ならびに留意点

- ・アレルギー性疾患（小児喘息やアトピー性皮膚炎）の主要アレルゲンは屋内塵性ダニ（ほとんどがヒョウヒダニ類）であり、ハウスダスト（屋内塵）の中に生息している
- ・ダニアレルゲン量の評価は、1 m²当たりのダニの匹数が100匹以下になると喘息発作が治まったという報告や、それを支持する報告があることから決められている
- ・健康のため屋内塵性ダニの定期的な検査が必要である

測定法

1) 匹数計測法

2) 酵素免疫測定法 (ELISA法)

3) 簡易測定法: **マイティーチェッカー法**

保健室の寝具、カーペット・畳敷の教室等、ダニの発生しやすい場所において、 1m^2 ($1\text{M} \times 1\text{M}$) を電気掃除機で1分間吸引し、ダニを捕集する



ヤケヒョウヒダニ



コナヒョウヒダニ

基準

ダニ数として100 匹/m²以下、又はこれと同等のアレルゲン量以下(+ 以下の判定)であること

判定	判定の目安	ダニアレルゲン量
++	太く濃い	> 35 μg (> 350匹)/m ²
+	ラインが明確	10 μg (100匹)/m ²
+-	うっすらと発色	5 μg (50匹)/m ²
-	発色しない	< 1 μg (10匹)/m ²



検査回数

教室の空気環境

- 換気、温湿度及び空気清浄度は毎学年2回定期
- 揮発性有機化合物は毎学年1回定期
- ダニまたはダニアレルゲンは毎学年1回定期

採光及び照明



目的ならびに留意点

- ・ 児童・生徒の成長期の視力を守る
- ・ 目の疲労が少なく快適な雰囲気の中で気分を集中して学習できる
- ・ 気象条件の悪い(曇天あるいは雨天時)の授業時間帯に測定する
- ・ 照度計の取り扱いに注意する
- ・ 照度ならびにまぶしさについて検査・評価する
- ・ コンピューター等のディスプレイ面の見易さについても検査する

検査項目ならびに基準(照度)

- 教室及びそれに準じる場所: **300ルクス**
(教室及び黒板: 500ルクス以上が望ましい)
- 最大照度と最小照度の比は**20:1**を超えないこと
(10:1を超えないことが望ましい)
- コンピュータを使用する教室等の机上(キーボード)の照度: **500~1000ルクス**
- テレビ、コンピュータ等の画面の垂直面照度: **100~500ルクス**程度が望ましい
- その他の場所: 日本工業規格Z9110学校施設人工照明基準に適合していること
- 視界に**まぶしさ**がないこと

測定方法

- 日本工業規格 (JIS) C1609 に適合する照度計を使用
- 日光等の高照度を直接受光部にあてないこと
- 測定時に白衣等を着用しないこと
- 測定時に身体等で受光部をさえぎらないこと
- まぶしさは、見え方を妨害する光源、光沢の有無を調べる

測定回数

- 毎学年に2回定期的に測定

教室等における照度の測定箇所

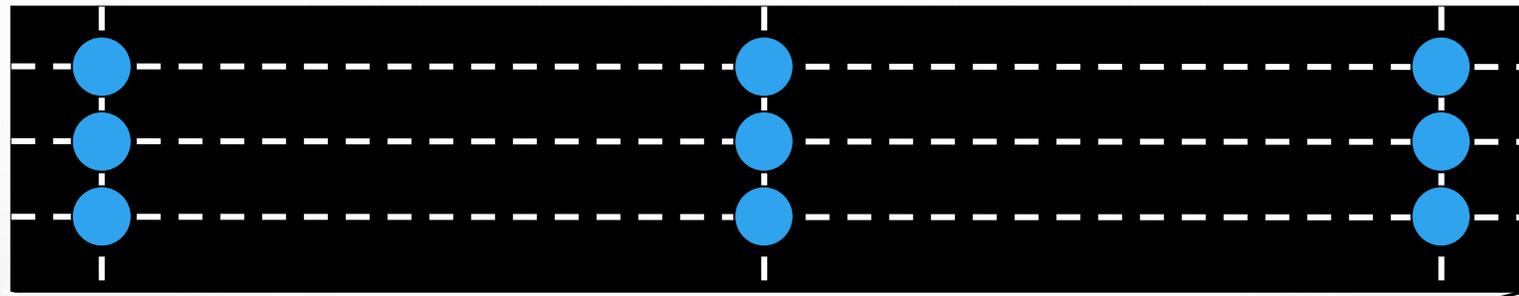
● 測定点

30cm

10cm

中央

黒板



前



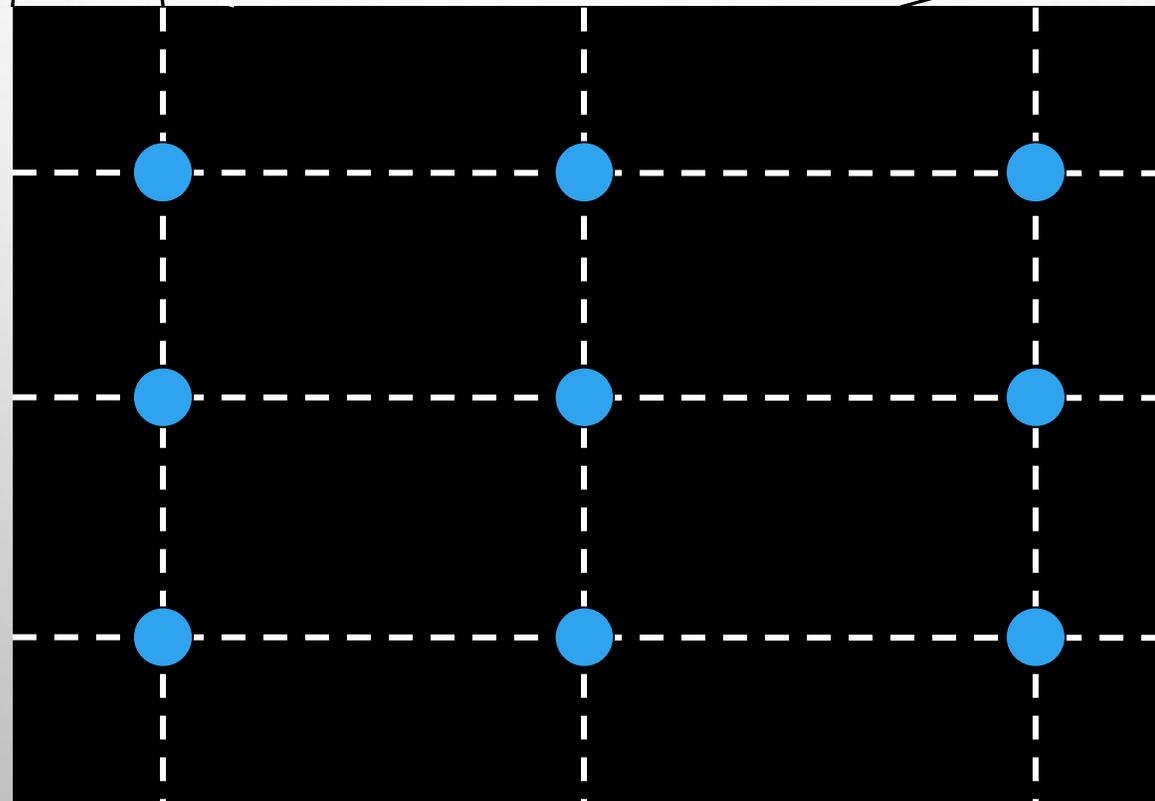
1m

1m

中央

教室

中央



教室以外の
照度は、床上
75cmの水平
照度を測定

体育館、
幼稚園等の
照度は、実態
に即して測定

照度測定 報告書記載例

照度検査・照明環境調査票		沖縄県学校薬剤師会									
調査年月日時	令和3年6月8日 11時37分	天候 晴									
教室名	2年4組	カーテン (有・無) 必要									
照明器具	32W 27本 (内、黒板専用 W 3本)										
光源の名称	黒板 1本	照明器具の汚れ (有・無)									
検査事項	成績	判定基準									
黒板の照度	<table border="1"> <tr><td>1847</td><td>1407</td><td>1313</td></tr> <tr><td>1884</td><td>1230</td><td>1170</td></tr> <tr><td>1446</td><td>1031</td><td>1000</td></tr> </table> <p>黒板の9箇所を測定する 最大照度 (1884) 最小照度 (1000) 最大最小の比 (1.9 = 1)</p>	1847	1407	1313	1884	1230	1170	1446	1031	1000	<ul style="list-style-type: none"> ・黒板の照度 500ルクス以上が望ましい ・最大照度と最小照度の比は、20:1 を超えないことを基準とする
1847	1407	1313									
1884	1230	1170									
1446	1031	1000									
教室の照度	<table border="1"> <tr><td>3476</td><td>1650</td><td>1398</td></tr> <tr><td>2966</td><td>1814</td><td>1563</td></tr> <tr><td>3087</td><td>1678</td><td>1406</td></tr> </table> <p>机上面の9箇所を測定する 最大照度 (3476) 最小照度 (1398) 最大最小の比 (2.5 = 1)</p>	3476	1650	1398	2966	1814	1563	3087	1678	1406	<ul style="list-style-type: none"> ・教室の照度の下限値は、300ルクス ・教室の照度 500ルクス以上が望ましい ・最大照度と最小照度の比は、20:1 を超えないこと ・コンピュータ室の机上の照度は500~1000ルクス程度が望ましい ・テレビやコンピュータ等画面の垂直照度は100~500ルクス程度が望ましい
3476	1650	1398									
2966	1814	1563									
3087	1678	1406									
まぶしさの判定	1) 児童生徒等から見て、黒板の外側15°以内の範囲に輝きの強い光源(日光の場合は窓)がないこと (有・無) 2) 見え方を妨害するような光沢が黒板面や机上面にないこと (有・無) 3) 見え方を妨害するような電灯や明るい窓等が、テレビコンピュータ等の画面に映じてないこと (有・無)										
学校薬剤師の所見	黒板の光源が1本切れていたので早急に取り替えて下さい。廊下側の席から黒板を見た時反射して見えづらい状況でした。窓にカーテンを取り付けたり手拭い反射の対策して下さい。										

騷

騷

音

音

騒音測定の目的ならびに留意点

- ・学校における騒音とは、学習の妨害となるすべての音（自動車による交通騒音、飛行機等による航空機騒音など）のことである
- ・騒音は、児童生徒等の集中力を散漫にさせたり、教師の声が聞き取りにくいなど授業を妨害する要因になる
- ・騒音環境ならびに騒音レベルを測定評価することにより、教育活動に支障をきたさないためと、学校が地域周辺への騒音源にならないよう対処することが重要である

騒音の基準

- ・教室内の等価騒音レベル(L_{Aeq})は、窓を閉めたとき**50dB以下**窓を開けたとき**55dB以下**であることが望ましい
- ・測定結果が、著しく基準値を下回る場合（**窓を閉めたとき45dB以下、窓を開けたとき50dB以下**）には、以後教室等の内外の環境に変化が認められない限り次回からの検査を省略することができる。



〈実物大〉

測定方法および検査回数

- ・教室の騒音レベルは、原則として**児童生徒のいない状態**で測定する。
- ・窓の開閉は騒音レベルに大きな影響を与えるため、両者を測定する必要がある。
- ・使用する騒音計は検定を受けこれに合格した騒音計でなければならない(日本工業規格C1509-1)。
- ・A特性で5分間、等価騒音レベル(L_{Aeq})を測定する。
- ・**毎学年2回**測定する。
- ・特殊な騒音源がある場合は、日本工業規格Z 8731 に規定する騒音環境の表示・測定方法に準じて行う。

騒音測定 報告書記載例

騒音測定結果

学校名: 那覇工業高校 学校薬剤師氏名: 新垣紅子
 測定日: R3.7.1 天候: くもり
 測定教室名: 定時制 4年2組
 測定機器名: 普通騒音計 N-27

窓を閉めた状態 (CLOSE)		
	窓側	廊下側
測定時間(5分間)		
等価騒音レベル LAeq	45.6	42.7
騒音レベルの最大値 LAmax(参考値)		
備考		

窓を開けた状態 (OPEN)		
	窓側	廊下側
測定時間(5分間)		
等価騒音レベル LAeq	49.9	51.4
騒音レベルの最大値 LAmax(参考値)		
備考		

【指導助言】

窓閉鎖時及び窓開放時
いずれも基準値内であり
問題ないと考えられます。

教室見取り図

窓側

黒板

廊下側

【基準】 教室内の等価騒音レベルは、窓を閉じているときは、LAeq50dB(デシベル)以下、窓を開けているときは、LAeq55dB以下であることが望ましい。

※LAmaxは参考値です。必要がある場合にご記入ください。

水質

飲料水



飲料水測定の目的と留意点

- ・水は人体の最も大きい構成成分(70%)で、生命を維持するためになくてはならないものである
- ・飲料水の水源を水道に よっている学校では、清浄で安全な水が水道業者より供給されているが、**学校の敷地内の受水槽や給水管等の給水設備は学校の責任において管理しなければならない**
- ・毎学年1回定期的に検査を行う

飲料水の水質検査項目と基準(水道水が水源の場合)

検査項目	基準	検査方法
一般細菌	100コロニー/mL以下	標準寒天培地法
大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法
塩化物イオン	200mg/L以下	イオンクロマトグラフ法
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	全有機炭素計測定法
pH値	5.8~8.6	ガラス電極法
味	異常でないこと	官能法
臭気	異常でないこと	官能法
色度	5度以下	比色法/透過光測定法
濁度	2度以下	比濁法等
遊離残留塩素	0.1ppm(mg/L)以上	DPD法

飲料水の施設・設備検査項目

検査項目	基準
給水源の種類	上水道、簡易水道、専用水道、簡易専用水道及び井戸その他の別を調べる
維持管理状況	配管、給水栓、給水ポンプ、貯水槽及び浄化設備等は、外部からの汚染を受けないように管理され、機能が適切に維持されていること 故障、破損、老朽又は漏水等の箇所がないこと 塩素消毒設備又は浄化設備を設置している場合、その機能が適切に維持されていること
貯水槽の清潔状態	清掃が定期的に行なわれていること

水質

学校プール水



プール水測定の目的と留意点

- ・ プール原水は、飲料水の基準に適合するものが望ましプールの水質管理は、プール水の消毒と汚染の防止が特に重要である。
- ・ プール水を適正に管理することによって伝染性疾患も予防することができ、安全で快適な水泳が可能になる。
- ・ 検査は、プールの使用期間中にプール本体、附属施設・設備、水質及び入場者の管理状況について行い、使用上、機能上不備がないかを確認する。
- ・ プール開設直前に一度これらの検査を行い、十分に使用可能であることを確認しておくことが望ましい。

水泳プールの水質基準

検査項目	基準	検査方法
遊離残留塩素	0.4mg/L以上、また 1.0mg/L以下が望ましい	DPD法
pH値	5.8～8.6	ガラス電極法
大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法
一般細菌	200コロニー/mL以下	標準寒天培地法
有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	12mg/L以下	滴定法
濁度	2度以下	比濁法等
総トリハロメタン	0.2mg/mL以下が望ましい	PT-GC-MS法, HS-GC-MS法
循環濾過装置の処理(濁度)	装置の出口で0.5度以下、また 0.1度以下が望ましい	比濁法等

1週間に1回以上全換水した場合省略可

幼稚園・認定こども園など

- 幼稚園・こども園等のビニールプールは基準の適用外ではあるが、使用の際には本検査法や基準を準用し良好な衛生状態の確保に努めることが望ましい。
- 指導助言を行う場合、幼稚園の個々の事情によって構造・設備が多様であるため、現場の状況に応じて検査の実施等について判断することが望ましい。

検査回数(測定頻度)

水質に関しては、使用日の30日以内毎に1回(1ヶ月に回)検査を行なう

但し、総トリハロメタンは使用期間中の適切な時期に1回(1年に1回)以上検査を行う

施設・設備ならびに循環ろ過装置の処理水については、1年に1回定期的に検査を行う

水泳プールの施設・設備基準

検査項目	基準及び方法
プール本体の衛生状況等	プール水は、定期的に全換水、清掃が実施されていること(特に浄化設備のない場合) 水位調整槽又は還水槽は定期的に点検・清掃を行なうこと
浄化設備及びその管理状況	循環浄化式の場合、ろ材の種類、ろ過装置の容量、運転時間がプール容積及び利用者数に比して十分であり、確実に管理されていること
消毒設備及びその管理状況	塩素剤の種類(NaOCl液, Ca(ClO) ₂ , 塩素化イソシアヌル酸) 連続注入式消毒設備の確実な管理
屋内プール 空気中CO ₂ 空気中塩素ガス 水平面照度	1500ppm以下が望ましい(検知管法) 0.5ppm以下が望ましい(検知管法) 200ルクス以上が望ましい(JIS適合照度計)

プール開始前施設点検用紙

プール開始前施設点検

学校名 _____ 学校薬剤師名： _____

実施日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 天気： _____ 温度： _____

残留塩素濃度 _____ PH _____

機械室： 鍵：有・無／清潔 _____ / その他 _____

濾過機（ 砂式 ・ 珪藻土 ・ 他 _____ ） 採水口 有・無 _____

準備室： 残留塩素測定器（PH 含）及び試薬：有・無 / 水温計：有・無・室温計
プール日誌：有・無 / 緊急連絡：緊急連絡網：有・無

試薬類： 保管状態（鍵：有・無／清潔 _____ / その他 _____）

塩素剤名（ _____ ） PH 調整剤名（ _____ ） 他（ _____ ）

清掃用具： ブラシ _____ クリーナー _____ バケツ _____ 他 _____

更衣室

男子：照明 _____ 換気 _____ その他 _____ 女子：照明 _____ 換気 _____ その他 _____

トイレ

男子：照明 _____ 換気 _____ その他 _____ 女子：照明 _____ 換気 _____ その他 _____

腰洗い槽：有・無（清潔／掃除：易・難 _____） 足洗い場：有・無（清潔／掃除：易・難 _____）

シャワー：男子 _____ 個（故障 _____ 個）・女子 _____ 個（故障 _____ 個）・共用 _____ 個（故障 _____ 個）

洗 口：男子 _____ 個（故障 _____ 個）・女子 _____ 個（故障 _____ 個）・共用 _____ 個（故障 _____ 個）

洗 眼：男子 _____ 個（故障 _____ 個）・女子 _____ 個（故障 _____ 個）・共用 _____ 個（故障 _____ 個）

周囲の状態（清潔／掃除：易 or 難／滑り止め：有 or 無： _____）

排水口（カバー：有・無 _____ 機能：良・不良 _____）

屋内プール（換気： _____ 照度： _____）

その他 _____

所見・指導助言事項

学校給食衛生管理における薬剤師の役割

- 学校保健委員会・学校給食委員会などの活動に関し
専門家の立場から指導・助言を行う
- 衛生検査の実施、事後措置等について指導・助言を
行うこと(客観的な評価と判断)

学校給食法の「学校給食衛生管理基準」に
学校薬剤師の協力について記載されています。

学校における害虫駆除

調理場等に生息する衛生害虫やネズミ

それらが媒介する疾病

駆除に使用する殺虫剤の特性や安全性

「人の健康に対するリスクと環境への負荷を最小限にとどめる方法を指導助言」

執務記録簿 記載例

第3号様式

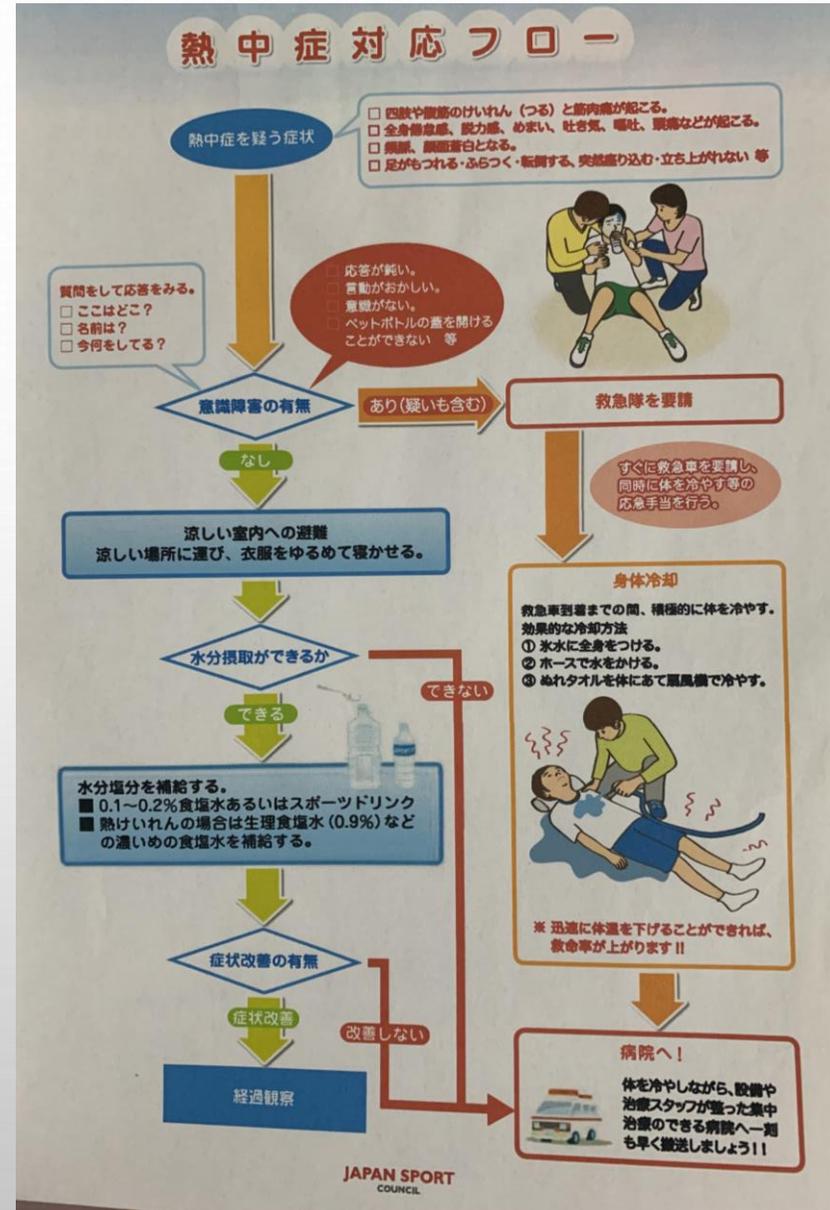
学校薬剤師執務記録簿

R3年5月12日水曜日(晴)

校長印	執務事項										
学校薬剤師印	学校保健計画	照度及び照明関係の検査	黒板の管理(検査)	飲料水の検査	水泳プールの検査	教室の空気の状態の検査	医薬品の点検及び管理	学校給食衛生管理	環境衛生の指導	騒音環境及び騒音検査	その他
											○

所感または特記事項

- 令和3年度 学校環境衛生・安全管理講習会
Zoomにて参加
- 基準等再確認し 検査に係る日報調整等
を行っていく。
- 熱中症対応した フォーファートのパンフレット
小情報提供(別紙参照)



学校保健委員会 報告書記載例

学校環境衛生結果報告

学校薬剤師 新垣紀子

室内化学物質濃度検査(令和3年8月2日)

測定場所	検査項目	検査結果		学校環境衛生基準値	
		ppm	μg/m ³	ppm	μg/m ³
3年3組	ホルムアルデヒド	0.028	35	0.08	100
	トルエン	N.D.	N.D.	0.07	260
	キシレン	N.D.	N.D.	0.20	870
	パラジクロロベンゼン	N.D.	N.D.	0.04	240

ダニ・ダニアレルゲン検査(令和3年8月3日)

採取場所	検査結果	ダニアレルゲンレベル	判定	判定基準値
保健室のマット	-	<1 μg(<10匹)/m ²	適	100匹/m ² 以下、またはこれと同等のアレルゲン量以下(マイティチェッカーを用いた簡易検査法)
保健室の寝具	-	<1 μg(<10匹)/m ²	適	
保健室の枕	-	<1 μg(<10匹)/m ²	適	

飲料水室検査(臨時)(令和3年9月16日)

検査項目	検査結果		飲料水の基準値
	(管理棟2階)	(自動車科棟2階)	
遊離残留塩素濃度	0.4mg/L	0.4mg/L	0.1 mg/L以上
水素イオン濃度(pH)	7.6	7.5	5.8~8.6
塩化物イオン	20.1mg/L	19.8mg/L	200 mg/L以下
有機物(全有機炭素(TOC))の量	0.8mg/L	0.8mg/L	3mg/L以下
一般細菌	0	0	1mL中100コロニー以下
大腸菌	不検出	不検出	検出されないこと
味	異常なし	異常なし	異常でないこと
臭気	異常なし	異常なし	異常でないこと
濁度	0.0度	0.0度	2度以下
色度	0.3度	0.3度	5度以下

騒音検査 (全日制) (令和3年10月15日)

測定教室	窓等閉鎖時基準(LAeq50dB以下)		窓等開放時基準(LAeq55dB以下)	
	測定値	判定	測定値	判定
3年6組	46.5	適	51.4	適
	47.5	適	50.9	適

教室の二酸化炭素検査 (全日制) (令和3年11月11日)

学年組	検査対象時	廊下側・窓側開閉状況(開○・閉×)	検査時刻	在室人数(教師+児童+測定者)	CO ₂ [基準1500ppm以下]	冷暖房状況(有○無×)
1年6組	授業開始直後	廊下側 ○ 窓側 ○	13:05	36	529	×
	授業終了直前	廊下側 ○ 窓側 ○	13:47	36	510	×
2年4組	授業開始直後	廊下側 ○ 窓側 ○	13:03	34	534	×
	授業終了直前	廊下側 ○ 窓側 ○	13:43	34	462	×
3年6組	授業開始直後	廊下側 ○ 窓側 ○	13:07	26	486	×
	授業終了直前	廊下側 ○ 窓側 ○	13:48	26	461	×

浮遊粉じん検査 (全日制) (令和3年12月16日)

測定教室	基準(0.1mg/m ³ 以下)	
1年5組	測定値: 0.014mg/m ³	判定: 適
2年4組	測定値: 0.014mg/m ³	判定: 適
3年4組	測定値: 0.015mg/m ³	判定: 適

学校給食衛生管理 (定時制):

(令和3年9月16日) 給食調理場検査報告書に基づき衛生状況の把握
(令和4年2月9日) 給食施設設備の衛生状況の確認および調理器具のATP拭き取り検査実施

照度検査結果		
測定場所	測定値	基準値
厨房コンロ	710	厨房:500lx以上
厨房洗い場	531	食堂・給食室:300lx以上
食堂(端)	351	
倉庫	208	給食倉庫:200lx以上

ATP拭き取り検査結果		
測定箇所	検査結果	管理基準値
包丁(果物用)	453	まな板:500
ポウル	1091	玉子などツルツルしたの:200
手の平	2967	手の平:2000

【指導助言】

空気化学物質検査

学校環境衛生基準に適合しています。

ダニ・ダニアレルゲン検査

学校環境衛生基準に適合しています。

水質検査 (臨時:飲料水)

冷水器使用再開に向け検査を実施。学校環境衛生基準に適合しています。

騒音検査

全日制において、学校環境衛生基準に適合しています。

教室の二酸化炭素検査

全日制において学校環境衛生基準に適合しています。
感染症対策として引き続き十分な換気を行うようにしてください。

粉じん検査

全日制において、各学年いずれにおいても学校環境衛生基準に適合しています。

学校給食衛生管理

(給食調理場検査報告書より 令和3年7月20日実施)

細菌検査評価

- ・手指検査に不適あり
- ・作業台上のふきんより一般細菌数が多く検出あり

環境衛生検査評価

- ・前年度指摘事項の多くが改善されていた
- ・食品庫の清掃、管理に改善が必要

(学校給食施設設備の衛生状況の確認 令和4年2月9日実施)

- ・照明器具をLEDに替えたことで、厨房の照明環境が改善されていた。倉庫の照明は低めだったので、光源が劣化したときは取り換えるようにしてください。
- ・ATPふき取り検査(A3法)を実施、ポウルの数値が高く劣化の可能性あり、キズがみられるため買替の検討をお願いします
- ・燃焼器具コンロにて一酸化炭素は未検出であり、不完全燃焼などは問題ないと考えられます。

薬剤師が行う

薬の正しい使い方・薬物乱用防止教室

非行や犯罪の観点からではなく、「健康に生きること」を考えるライフスキルを身に付ける健康教育が可能である。

薬の専門家である薬剤師が、「くすり教育」
においてT.Tを行うにあたって担う重要性

T.T : TEAM TEACHING

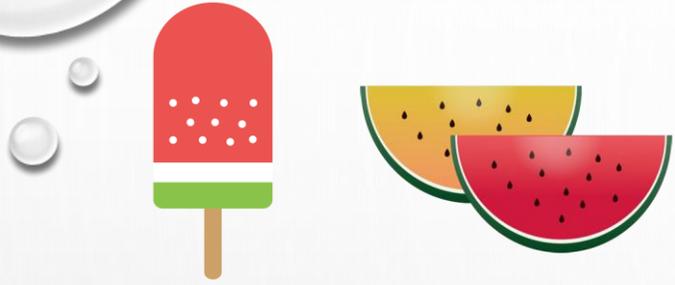
学校教諭と連携し、より最適で
分かりやすい教育を施すこと
ができる



児童生徒が安全で健康に学校生活をおくれるように学校薬剤師は日々活動しています、

子供たちの教育環境を守るためにも、学校には薬剤師の多様な知識が必要です、

学校薬剤師としてぜひ地域社会への貢献、そして活躍を期待しています。



ご清聴ありがとうございました

**子供たちの教育環境を守るために
学校薬剤師はこども園、小中学校、高等学校の
環境衛生、保健安全を管理しています**

